



FM24F4月||SEBTI



グループホームの特徴

グループホームは正式には『認知症対応型共同生活介護』と呼ばれる介護事業所で、 1つのフロアで最大9名の方を対象に認知症ケアの専門的な関わりを行うホームです。

大規模施設の構造と大きく異なる点は、全ての居室が個室になっている他、 共有スペースに台所や居間、食堂が設けられています。

ご入居される方がこれまでの生活習慣に近い状態を継続することが 可能となる環境を整えています。

職員数も大型施設に比べ手厚く配置されており、

ご本人やご家族が望む個別な関わりが期待されます。

個別的な関わりを重視することで、認知症による不安な時間から解放され、

安心かつその人らしく過ごすことを目的としております。

その人らしく過ごすために、これまでの生活習慣や趣味などを大切にし、 その人らしい力を発揮できる場面を意図的に提供していきます。

生活習慣や趣味を活かすために、居室内の家具・装飾品や日常使用する針道具などの用具は、これまで慣れ親しんだ物を可能な限り持ち込んで使用します。

生活を送る場所が変わっても、ご本人が望む習慣や身の回りの環境をできるだけ変えることなく、認知症の進行緩和を一つの目的とし

永く生活する場所となります。

グループホームの入居条件

■認知症の診断が必要です

認知症の方のみを専門に受け入れるため、その証が必要となります。 認知症の原因には様々なものがあります。認知症となる原因がはっきりしていることで より専門的な関わりを持つことが可能となり、ご本人の混乱や不意な事故を未然に防いだり、 認知症の進行緩和に活かしたりすることが期待されます。

これまで専門医にかかったことがない、診断書の作成依頼をするところがないという方は、 お気軽にご相談ください。ご本人の症状に合った専門医をご紹介させて頂きます。

■要支援2か要介護1~5の介護認定が必要です

介護保険制度を利用してのサービスとなります。そのため、利用される方の負担額は 原則1割の負担となります。

入居によって保険限度額の10割を使用することとなりますので 利用中は他の介護保険サービスを利用することはできません。

要支援2の方の入居は介護予防の届出を提出している事業所のみが入居可能となります。 介護認定の申請前の方や、申請中の方につきましては、お気軽にご相談ください。 担当者が丁寧に対応・解決させて頂きます。

■入居前の本人の住所所在地が

事業所が存在する市町村と同じでなくてはなりません

2006年の介護保険改正後からグループホームは地域密着型サービスに位置付けられました。 高齢になっても、認知症になっても住み慣れた地域で生涯を過ごすことを可能とすることを 目的とした制度です。

入居後であれば、グループホームに住所を移すことは可能です。

身元引受人となる方々の所在地の関係で他市町村から移転してグループホームをお探しの方は ご相談ください。お困りの点を解決し、入居可能となるグループホームをご紹介いたします。

認知症とは?

■物忘れと認知症は違います

物忘れは、老化に伴うものです。

例えば、昨日の晩御飯のメニューの1品を思い出せないということです。

年を重ねれば誰にでも起きる症状です。

認知症は脳の器質障害による病気です。

例えば昨日の晩御飯を食べたこと自体を忘れてしまうことです。(症状によって異なります) 認知症となる原因は様々で、症状や進行具合も個人によって異なります。

発症の初期段階では年相応の物忘れと間違えられることもあり、

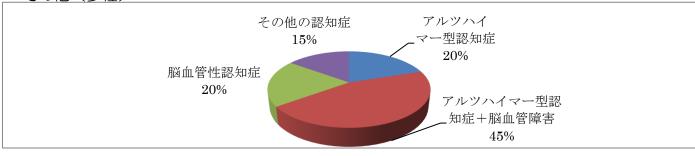
気づくのが遅れることがあります。できるだけ早い時期に専門医への受診が望まれます。

■原因は様々です

多くの原因は「アルツハイマー型認知症」と「脳血管性認知症」です。

・アルツハイマー病

- →アルツハイマー型認知症
- ・脳血管障害(脳梗塞、脳出血など)
- →脳血管性認知症
- ・アルツハイマー病以外の神経変性疾患 →前頭側頭型認知症、レビー小体型認知症など
- その他(多種)



■記憶が欠落し、新しいものが苦手となります

認知症の人は、昔のことはよく憶えているといわれることがあります。

これは自分で体験したことや想い出として強く認識していることは記憶の奥底にあり、 忘れにくい状況にあります。

逆に最近覚えたことや経験したことは認識が弱く、簡単に忘れてしまうことがあります。

環境の変化にも苦手で、タンスの位置や引き出しの中身が変わったことで、

混乱状態になってしまうこともあります。

できるだけ慣れ親しんだ環境の中で生活を継続することが、重要視されます。

■必ず現れる症状と

必ず現れるとは限らない症状があります

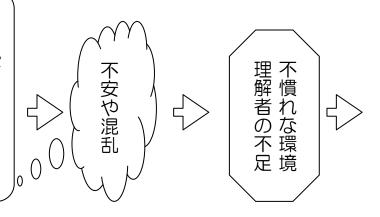
認知症の症状は、中心となる症状「中核症状」(必ず現れる症状)と それに伴って起こる「周辺症状」(必ず現れるとは限らない症状)に分類されます。

中核症状とは記憶(過去の体験や経験)の欠落や記銘力(新しく憶える力)の低下のほか、 月日・時間・場所・人などを認識する見当識の障害(例:時間の見当、場所の見当、人の見当)、 計算能力の低下(危険な行為がわからない、季節感がわからない)などといった症状を指します。

周辺症状とは症状の有無のみならず、症状の具合も個人によって異なります。 症状が現れる原因は様々ですが、最大の原因は本人を取り巻く環境にあります。 中核症状の発症により、不安や混乱を感じた時に不慣れな環境や理解者がいない時に、 本人なりに精一杯解決しようとしている行動が周辺行動にあたります。

中核症状

記憶・記銘の低下 見当識の障害 計算能力の低下 判断力の低下



周辺症状 行動·心理症状

徘徊

異食

暴言

妄想

■周辺症状は理解者ができることや 環境が整うことで緩和されます

認知症を患うことで自分の意志とは違った行動や結果が生じることがあります。 違いや誤りを修正しようとしたり、問題を解決しようとしたりする行為が、

周囲からみると理解しがたい行動に映ります。

認知症の方が望むことやしようとしていることを、

周囲の人が事前に感じ取り支えることで、周辺症状に結びつかなくなります。

認知症の方の不安や混乱を事前に感じ取り、本人が望む行為となるように

自然に意図的に導いていき、認知症であっても自分で成し遂げられることを感じてもらい、 自信ややる気を引き出していきます。

グループホームでは自宅から転居に伴う環境の変化によるダメージを最小限に留められるように、 それまでの生活習慣や趣味を生活に取り入れるほか、

家具や装飾品にも配慮し、その人らしい生活の継続に努めています。

基本理念

〜おひさまな暮らし〜

おひさまのような 温かいホームにし たい!

お「穏やかな暮らしの中で、_ ◆「一人ひとりのご利用者の個性と ご家族を含めた思いを大切にし

「だらしなくていい」

「ゆっくりでいい」

そして

さ「様々な人と地域を丁寧につなげ ながら」

ま「真心と笑顔が通い合うホームの

暮らしを目指します。

「わがままでいい」 「てきなくていい」

でいい 我がまま (1)分ららく)

一受け入れ基準について一

1. 認知症であること

○診断書、主治医意見書等、認知症であることを 確認できる書類をご用意して下さい。

2. 介護度が要支援2・要介護1~5まで

○介護認定をこれから申請なさる方や、申請中の方もご相談ください。

3. 住所がグループホームと同じ市町村であること

- ○グループホームは認知症になっても住み慣れた地域で可能な限り 長く生活することを支援することが目的となっています。
- ○他市町村在住の方で、グループホームのご利用をご検討の方は ご相談ください。入居可能なグループホームをご紹介いたします。

4. 常に医療行為が必要でない方

- ○持病をお持ちでも、往診等で対応可能な方であれば問題ありません。
- 〇在宅酸素、インスリン等の方は提携の医療機関等と相談の上、 ご利用の可否を提案させて頂いております。

5. 感染症がなく、共同生活に支障のない方

- ○他のご入居様への感染の恐れがない方なら大丈夫です。 (医師の判断によります)
- 〇どんな些細なことでも、ご相談ください。



ご相談からご人唇までの流

1)電話や訪問での問い合わせ

入居を検討したい

- 介護で困っていることがある
- ・グループホームのことを知りたい ・次の生活の場が見つからない

②グループホームの見学

- ・ホームの概要をご案内
- ・法人の考え方を説明
- ・お役に立てることをご提案
- ・グループホーム以外のご案内

③ホームの職員がご本人と面談

- ・お体の状況を知ります
- ・少しでも顔なじみの関係づくり
- ・ご本人の望むことを知るために
- ・生活の安全確保のために

4)入居の可否を決定

- ・ご入居後の安全面を検討させて頂きます。
- ・入居が叶わなかった場合は、他の生活環境をご案内します。

⑤診断書を作成

- ・認知症の診断が必要となります。
- ・かかりつけの医師がいない場合は、専門医をご紹介します。

⑥入居契約

- ・入居にあたって、確認事項を詳しくご説明します。
- ・その他、留意すべき事項を丁寧にご説明します。

7引越し

・ご本人らしく生活するための家具などを持ち込みます。

8ご入居

- ・『その人らしい生活』が始まります。
- ご満足頂ける生活になるように、関わりを持っていきます。

グループホームー日の流れと生活の様子

6:30 起床・モーニングケア更衣・洗面・朝食準備

7:30 朝食・朝食後の片付け・口腔ケア(歯磨き)

8:30 余暇時間

9:00 掃除・バイタルチェック(血圧、体温、脈拍測定)

10:00 お茶準備・お茶・お茶片付け

10:30 体操、お散歩などの機能訓練

11:00 昼食準備・余暇時間

12:00 昼食・昼食後の片付け・歯磨き

13:00 お昼休み

9:00~17:00 ご希望時間に入浴

14:00 余暇活動・外出・買い物

15:00 お茶準備・お茶・お茶片付け

16:00 余暇時間

17:00 夕食準備

18:00 夕食

18:30 夕食後の片付け・口腔ケア(歯磨き)

19:00 イブニングケア・余暇時間

21:00 就寝

※夜間、定時にご様子を確認させて頂くため、

夜勤者が見回りをしております。



グループホームは家庭の延長で行われるサービ スです。一人ひとりの暮らし方をお聞きしなが ら、ご自身のペースで過ごして頂きます。



グループホームでは、上記のような大まかな一日の流れはありますが、あくまでも目安です。ご自分の生活 の流れを大切にして頂く中で、可能な限りできることはご自身、または他の利用者や職員と共に行って頂きま す。

入居されている皆さんにお願いをして一緒に行って欲しいこと。

- ①お食事作りや食後の片づけ。
- ②洗濯を干す、たたむ。
- ③お部屋の掃除や皆さんで過ごす食堂、廊下等のお掃除。
- ④お庭にある花の水やり。
- ⑤買い物。
- ⑥地域行事に参加。
- ⑦地区の掃除や集会。





できることは、な るべく一緒にやり ましょう。

でも、無理はしなく ていいですよ。ご自 身でできることだ けで構いません。



皆さんで一緒に和気あいあいとした生活を!

外出は、スタッフ、ご家族と一緒に出掛けましょう。

外泊もご家族と相談しながら随時可能です。

面会も8時~19時頃までいつでもどうぞ。それ以外の時間もご連絡頂ければ面会は可能です。

グループホーム 料金表

〇介護保険自己負担分

①はご利用になられるお客様の要介護度に応じて必要となる項目です。

| 種別 | 介護認定 | 1日単位 | 月額(30日換算) |
|--------------------------|----------------|-------|-----------|
| ①(介護予防)認知症対応型 共同生活介護費 | 要支援 2 要介護 1 | 831単位 | 24,930円 |
| | 要介護 2 | 848単位 | 25,440円 |
| | 要介護 3 | 865単位 | 25,950円 |
| | 要介護 4 | 882単位 | 26,460円 |
| | 要介護 5 | 900単位 | 27,000円 |

②の加算は、当ホームが基準を満たした際に加算させて頂く項目となります。

現状は「適応」をご覧ください

| ②加算(ホーム状況によるな | 10算) | 適応条件 | 適応 | 1 日単位 | 月額(30日換算) |
|---|------|---|----------|-------|-----------|
| 夜間ケア加算 | | 基準を上回る夜間ケア体制の場合 | _ | 25 単位 | 750円 |
| 医療連携体制加算 | | ホームが医療連携体制を整え 内容の同意を頂いている場合 | _ | 39 単位 | 1,170円 |
| 認知症専門ケア加算 | I | 基準を満たし 専門的な認知症ケアが行われた場合 | _ | 3 単位 | 90年 |
| | Π | 専門的な研修を修了した者がおり I 要件を満たし研修計画を作成実施の場合 | — | 4 単位 | 120円 |
| サージス担併仕集場を収加等 | I | 介護福祉士が 50%以上配置されている場合 | _ | 12 単位 | 360円 |
| サービス提供体制強化加算 - (基準を満たした際に I ~ III のいすれか) - II | П | 常勤職員が 75%配置されている場合 | <u> </u> | 6 単位 | 180円 |
| (空学を測しした際に1/0mの0191の) | Ш | 3 年以上の勤続年数のある者が 30%以上配置されている場合 | _ | 6 単位 | 180円 |

^{※「}適応」は平成 月 日現在の等ホームの加算該当項目です。

③は該当するお客様のみにかかる加算及び対象のサービス利用時にかかる加算項目となります。

| ③加算(該当時・該当者に加算) | 適応条件 | 1 日単位 | 月額(30日換算) |
|------------------|---------------------------|--------|--------------|
| 初期加算 | 入居から 30 日に加算 | 30 単位 | 900円 |
| 認知症行動·心理症状緊急対応加算 | 応加算 対象時7日を限度として加算 | | 1,400円(7日換算) |
| 若年性認知症利用受入加算 | 該当の入居者様のみ加算 | 120 単位 | 3,600円 |
| 看取り介護加算 | 看取り介護加算 対象期間に 30 日を上限とし加算 | | 2,400円 |
| 退去時相談援助加算 | 対象時 1 回のみ加算 | 400 単位 | 400円/1回 |

〇利用料(1ケ月あたり)

| 項目 | 金額 |
|-------|----------|
| 家賃 | 37,000円 |
| 食費 | 27,000円 |
| 水道光熱費 | 15,000円 |
| 合計 | 79. 000円 |

[※]上記の合計に介護保険料1割負担が加算されます。(25,000円前後)

[※]冬期(11~3月)は暖房費等の関係で3,000円追加となります。

施設のご案内

所在地:安曇野市穂高柏原 2831-13

建物: 平屋建て冷暖房、床暖完備 全室個室

消防関係:スプリンクラー、火災通報装置、消火器(火を使わないホーム)

定員:18 名(2 ユニット)

入居者:要支援2以上の認知症の方で共同生活が可能な方

ホーム所在地の環境: NHK連続ドラマおひさまに取り上げられる地域だけにのどかで、北アルプスの眺望もよく生活するには最適な環境。さらに、ホームの目の前にはコンビニ飲食店があります。そのほか、小学校、保育園が300メートルと隣接されており、地域交流が自然と育まれる地域です。さらに医療機関も近くに点在しているので、医療機関との連携を充実させながら、暮らしの安心を提供していきたいと考えております。





現在、旧西友駐車場に建設中。

[ホームの所在地]



≪問合せ先≫

北アルプスの風 グループホーム開設事務局

〒399-8304 長野県安曇野市穂高柏原 2831 番 26

電話:0263-87-3835 FAX:0263-87-3836

E-mail:info@kita-alps.org

